

令和6(2024)年度栃木県明るい選挙推進運動要領(案)

栃木県選挙管理委員会
栃木県明るい選挙推進協議会

I 趣 旨

民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには、県民一人ひとりが政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識を身に付けることが不可欠の要件である。

このため、県及び市町の選挙管理委員会並びに県及び市町の明るい選挙推進協議会等が一体となって、常時積極的な啓発活動を展開することが必要である。

この要領は、明るい選挙推進運動を県民運動として、円滑かつ効果的に推進するため、令和6(2024)年度における運動目標及び実施事業を定めるものである。

II 運動目標

この運動の推進に当たっては、次の事項を目標とする。

- 1 有権者には、主権者としての自覚をもって必ず投票するよう呼び掛ける。
特に、若年有権者に対する呼び掛けに重点的に取り組む。
- 2 有権者のニーズに即した手段を用いて、適宜、選挙制度の周知に努める。
- 3 自ら考え、判断し、行動する主権者像を念頭に、政治や選挙への関心を持つことの大切さを訴えるとともに、学習する機会の提供に努める。
特に、児童生徒等の未来の有権者の育成に重点的に取り組む。
- 4 候補者、運動員はもとより、有権者にも買収や供応などの違反を起こすことなく、選挙のルールを遵守するよう呼び掛ける。
- 5 寄附禁止の啓発の一環として、三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）を推進する。

III 事業計画

令和6(2024)年度の事業計画は次頁のとおりである。

令和5(2023)年度明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)さくら市立南小学校 5年
高野 希彩(たかの きさ)さん

令和6(2024)年度 栃木県明るい選挙推進運動 事業計画

I 学校教育等における主権者教育の推進

	事業項目	内容	時期等
①	ポスターコンクール	小学生、中学生、高校生からの作品募集	5～10月
②	選挙啓発出前講座の実施	学校での選挙啓発出前講座の実施・支援	随時
③	高校生向けオンラインセミナーの開催	選挙や政治への関心向上と参加を促すためのオンラインセミナーの実施	9月
4	高校3年生向けクリアファイル	高校3年生を対象に、投票を呼び掛けるクリアファイルの配布	10月
⑤	親子連れ投票促進メッセージカード	小学校低学年の児童とその保護者を対象に、親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを配布	10月

II 若年層への啓発

	事業項目	内容	時期等
6	とちぎ選挙ユースサロンの開催	20～30代を対象とした参加体験型啓発事業の実施	通年
7	大学祭等における啓発	大学祭等における啓発用資材配布・投票呼び掛け	随時
8	若者啓発団体の活動支援	「栃っ子！選挙推進プロジェクト」の活動を支援(資材貸与等)	随時
9	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携し大学における選挙啓発を実施	随時
⑩	選挙啓発教材【新規】	主に「とちぎ選挙啓発サポーター」(下記IVの23)の加入企業・団体での利用を想定した選挙啓発教材を作成	12月

III 幅広い年齢層を対象とした主権者教育の推進

	事業項目	内容	時期等
11	インターネットを活用した情報発信	栃木県ホームページ、SNSによる情報発信	通年
12	新聞記事を活用した啓発	下野新聞で年間6回の啓発記事掲載	通年
13	ラジオ放送スポットCM	FM栃木で20秒CMを放送	通年
14	研修会への講師等派遣	市町等が開催する研修会への講師等の派遣	随時
15	啓発資材貸出	「めいすいくん」着ぐるみ、DVD等の貸出	随時
16	県民の日イベントでの啓発活動	県民の日イベントにおける啓発用資材配布、投票呼び掛け	6月

IV 推進体制の強化

	事業項目	内容	時期等
17	市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議	選挙及び啓発に係る現状等の意見交換、県市町連携啓発事業の検討	2月
18	明るい選挙推進研究大会	芳賀郡市町選挙管理委員会連合会と共催で大会を開催	9～11月
19	明るい選挙推進指導員連絡会	希望する市町において指導員を対象とした連絡会を開催	1～3月
20	市町啓発事務担当者会議	情報・意見交換を通じて啓発活動を研究	8月
21	明るい選挙推進協議会の開催	常時啓発事業計画等に対する意見の聴取	3月
22	研修会等への派遣	地域コミュニティフォーラム(東京都) 若者リーダーフォーラム(埼玉県) 明るい選挙リーダーフォーラム(栃木県)	随時
⑳	「とちぎ選挙啓発サポーター」制度の実施	選挙啓発を自主的に支援する企業や大学等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録	随時

令和5(2023)年度重点取組事業 事業評価

凡例 ◎:目標を上回る ○:目標達成 △:目標を下回る

事業項目	目標	実績	評価	改善点等
① 「とちぎ選挙啓発サポート企業・団体」登録制度の実施	登録数5団体以上	登録数9 (登録見込数11)	◎	・12月に「とちぎ選挙啓発サポーター制度」として策定、募集開始するとともに企業等を勧誘した。引き続き企業等へ働きかける。 ・企業等が活用できる選挙啓発教材を作成し、加入を促進する。
② 親子連れ投票記念証の配布	各市町選挙管理委員会に約15,000部配分	各市町選挙管理委員会に14,450部配分 実配布数6,961部 (R5県議選)	○	・市町によっては配分数の不足があったため、市町と調整し、より効果的な配布計画を策定する。 ・アンケート結果を参考に、子どもの関心をより引く内容とする。
③ 親子連れ投票促進メッセージカードの配布	約55,000部を小学校1～3年生の児童を介して保護者に配布	53,200部配布(2月)	○	・より適切な配布時期、配布方法について、教育委員会等と連携して策定する。 ・若手デザイナーを起用して新たにデザイン作成した。R6年度もアンケート結果を参考に、保護者の関心をより引く内容とする。
④ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施	応募点数2,440作品以上	応募点数1,922作品	△	・県広報媒体をはじめとして、より積極的な周知を行う。 ・作品募集に資する取組事例を各市町選挙管理委員会と共有し、募集の促進を図る。
⑤ 高校生向けオンラインセミナーの実施	参加校数5校以上	参加校数65校 (7月実施)	◎	・教育委員会と連携し、同委員会が主催する「ふれあい活動高校生のつどい」(県内高校等を対象として、活動発表や意見交換を行う)にて実施した。 ・R6年度も、多数の高校が参加できる機会を教育委員会と調整する。
⑥ 高校3年生向けクリアファイルの配布	約2万枚作成し、全高校3年生に配布	19,000枚作成し、全高校3年生に配布(12月)	○	・若手デザイナーを起用し、高校生が普段使いできるようなデザインを意識して作成した。アンケートの結果、デザインについて「良い」「まあまあ良い」が約95%を占めた。 ・デザインや仕様等、より若者の関心を引く内容で作成する。 ・適切な配布時期について、教育委員会と調整する。
⑦ 選挙啓発出前講座の実施	実施件数17件	実施件数20件	◎	・体験を通して投票の重要性を伝える模擬選挙を再開した。 ・教育委員会や学校等に働きかけ、模擬選挙含む実施件数を増やす。
⑧ 市町明るい選挙推進協議会等との連携事業の推進	県とすべての市町明るい選挙推進協議会等で連携した啓発事業を実施する	市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議を開催(2月)	○	・R6知事選における連携啓発事業について協議し、実施を決定した。引き続き、各市町と調整を重ね、連携啓発事業を実施する。 (実施案「県下一斉啓発デーの設定」「25市町ご当地めいすいくんの作成」)
⑨ 大学等のポータルサイトを活用した啓発の実施	5校以上での掲載	掲載大学等5校 (R5県議選)	○	・「大学コンソーシアムとちぎ」と連携し、県内大学等に依頼、実施した。 ・掲載文例を記載するなど、大学等の実施に便宜を図るとともに、外部からの周知依頼の制限等、大学等の事情に配慮して実施する。
⑩ 若者向け選挙啓発動画の配信	配信回数140万回以上	配信回数約131万回 (R5県議選)	○	・CMにおけるキャスティングや構成等、若者の関心をより引く内容で作成する。 ・引き続きデジタルターゲティング広告としてより効果的な実施を図る。
⑪ GPSデータを用いたデジタルターゲティング広告の配信	配信回数30万回以上	配信回数約34万回 (R5県議選)	○	・上記⑩の動画と共通したキャスティングにより、選挙啓発に統一感を持たせた。 ・引き続きデジタルターゲティング広告としてより効果的な実施を図る。

令和6(2024)年度 重点取組事業

1 学校教育等における主権者教育の推進

- ① 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施
- ② 選挙啓発出前講座の実施
- ③ 高校生向けオンラインセミナーの実施
- ④ 親子連れ投票促進メッセージカードの配布

2 若年層への啓発

- ⑤ 選挙啓発教材の作成【新規】

3 推進体制の強化

- ⑥ とちぎ選挙啓発サポーター制度の実施

4 選挙時における啓発

- ⑦ 親子連れ投票記念証の配布
- ⑧ 県市町連携事業の実施【新規】
- ⑨ 大学等のポータルサイトを活用した啓発の実施
- ⑩ 若者向け選挙啓発動画の配信
- ⑪ GPSデータを用いたデジタルターゲティング広告の配信

重点取組事業① 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施

Ⅱ 「未来の有権者の育成」

Ⅲ 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

小学生、中学生、高校生を対象としたポスターコンクールを開催して、参加者等への選挙啓発を図る。

背景

- ・（公財）明るい選挙推進協議会等の主催により、同ポスターコンクールが例年実施されている。
→市町選管では1次審査として、県選管では2次審査としてコンクールを実施
- ・将来の政治や選挙への参加意欲を醸成するためには、学校における主権者教育が重要となる。
- ・ポスターの作成を通して、政治や選挙に触れることで、児童や生徒の主権者教育を推進する。

内容

- ・優秀賞、入選、佳作を選定し、優秀賞作品を3次審査応募作品とする。
- ・各学校への案内、県SNSや広報媒体、県内商業施設へのチラシ設置などにより周知する。
- ・優秀賞作品については、作品展示や表彰式の実施、選挙公報や啓発資材への掲載など、選挙啓発に活用する。

目標

優秀賞作品について選挙啓発に積極的に活用する（4件以上目標）とともに、市町におけるポスター作品の活用を働きかける。

R5（公財）明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞（連名）



重点取組事業② 選挙啓発出前講座の実施

I 「惹きつける啓発活動」

II 「未来の有権者の育成」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

学校等を対象とした選挙啓発出前講座を実施して、受講した生徒等の選挙制度への理解を深め、選挙の大切さを伝えるとともに、主権者として選挙への主体的な参加を促す。

背景

- ・平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主に新有権者となる高校生を対象として選挙啓発出前講座を開始した。
- ・学校の生徒会役員選挙の投票日に併せて実施するなど、学校等と連携・協力して実施してきた。

内容

- ・学校等の希望に応じて、体験を重視した模擬投票を併せて実施する。
- ・講義の合間には、選挙に関するクイズを出題したり、動画を上映することで、受講者の関心を引く構成で実施する。

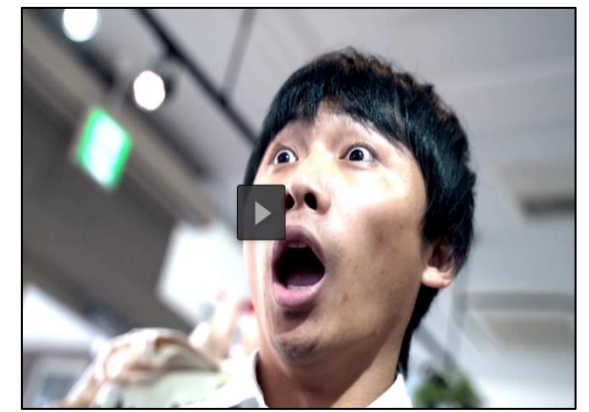
目標

学校等との連携を強化し、25件以上の実施を目指す。また、市町が実施する出前授業についても、教育委員会や学校に実施を働きかけ、実施選管数10以上を目指す。

【選挙クイズ】
〇〇市長選挙（候補者2名）の開票を終えたところ、2人の得票数が全く同数でした。当選人はどのように決定する？

- A 2人とも町長になれない。
- B くじ引きで決める。
- C 再投票を行う。

選挙クイズ



とちぎ選挙啓発動画
「どうでもいいよ」

重点取組事業③ 高校生向けオンラインセミナーの実施

I 「惹きつける啓発活動」

II 「未来の有権者の育成」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

高校生を対象に選挙や政治への関心の向上と参加を促すためのオンラインセミナーを実施する。

背景

- ・ 高校生の多くが在学中に新有権者となるため、啓発対象として重要。
- ・ 高校の必修科目として「公共」がスタートし、主権者教育の気運が高まっている。
- ・ 教育委員会や高校と選挙管理委員会が連携することで、より効果的に主権者教育を推進する。

内容

- ・ オンライン形式にすることで、複数の学校が参加できるようにする。
- ・ 一方向の講義形式ではなく、クイズ等を交えた双方向的な内容とする。
- ・ 講師の相手役としてお笑い芸人等が参加することで、楽しく政治や選挙について学べる。

目標

教育委員会や高校等と連携・調整して、5校以上を対象に実施する。



講師：たかまつなな氏

(時事YouTuber、(株)笑下村塾 代表取締役)

1993年神奈川県横浜市生まれ。時事YouTuberとして、政治や教育現場を中心に取材し、若者に社会問題を分かりやすく伝える。

18歳選挙権をきっかけに、株式会社笑下村塾を設立し、出張授業「笑える！政治教育ショー」「笑って学ぶSDGs」を全国の学校や企業、自治体に届ける。

重点取組事業④ 親子連れ投票促進メッセージカードの配布

Ⅱ 「未来の有権者の育成」

Ⅲ 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを小学校低学年の児童の保護者に配布し、親子連れ投票の促進を図る。

背景

- ・子どもの頃に親の投票についていったことがある人は、ない人と比べて投票率が高い。→未来の有権者を育む観点から、親子連れ投票の促進は重要。
- ・親子連れ投票が原則可能となったことや、親子連れ投票の重要性を保護者に周知することで、親の投票と親子連れ投票の促進に繋がる。

内容

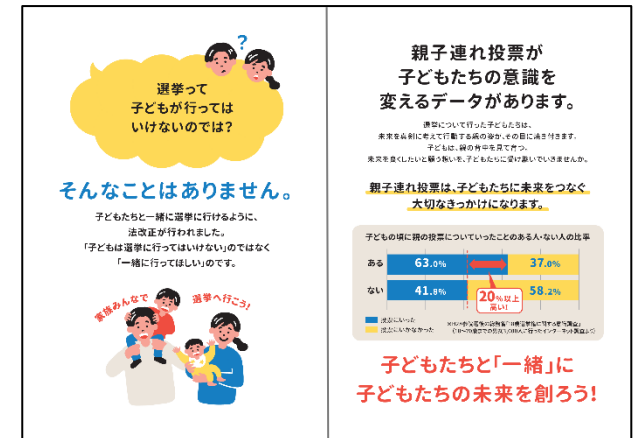
- ・教育委員会や小学校と連携し、小学校において児童に配布し、その児童から保護者に渡してもらう。
- ・カードにQRコードを記載して保護者にアンケートを実施する。
- ・県明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を掲載して啓発に活用する。

目標

適切な時期に約55,000部を小学校1～3年生の児童を介して保護者に配布する。



R5年メッセージカード



重点取組事業⑤ 選挙啓発教材の作成【新規】

I 「惹きつける啓発活動」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

主に「とちぎ選挙啓発サポーター」(重点取組事業②)の加入企業・団体での利用を想定した選挙啓発教材を作成する。

背景

- ・政治意識の向上には、継続的な選挙啓発が重要→社会人になってからの選挙啓発の機会が少ない現状
- ・選挙啓発教材を作成し、企業等が社員研修等に利用することで、継続的な選挙啓発を実施する。

内容

- ・企業等の利用しやすいように、e-ラーニング形式で作成する。
- ・政治意識の向上と併せて、寄付禁止等の法令遵守の側面も重視する。
→企業等にとって、社員の法令遵守、リスクマネジメントの観点からメリットがある。

目標

とちぎ選挙啓発サポーターの意見を踏まえつつ、令和6(2024)年中の完成を目指す。

重点取組事業⑥

とちぎ選挙啓発サポーター制度の実施

I 「惹きつける啓発活動」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

選挙啓発を自主的に支援する企業や大学等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録し、若年層社会人・学生への投票促進を図る。

背景

- ・若年層の社会人や学生に向けた「惹きつける啓発活動」→企業や大学等を介しての実施が効果的
- ・県が登録することで、企業や大学等が自主的な選挙啓発活動に取り組みやすい環境構築を促進する。
- ・社会貢献の側面から企業や大学等のイメージアップに繋がる。

内容

- ・投票参加の重要性を認識し、選挙啓発活動に取り組む企業や大学等を登録する。
- ・【登録企業等に求める取組例】
選挙啓発教材(重点取組事項①)の利用、選挙出前講座の実施、施設内における啓発ポスター掲示、ホームページやSNSにおける電子バナー等掲出、ノー残業デー等における期日前投票の推奨・呼び掛け など
- ・登録した企業や大学等の一覧や取組については選挙管理委員会のホームページで公開する。

目標

企業や大学等に登録を働きかけ、令和6(2024)年度中に20以上の登録を目指す。

重点取組事業⑦ 親子連れ投票記念証の配布

II 「未来の有権者の育成」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

選挙時啓発として、主に小学生をターゲットに、親子連れ投票を体験したことの記念となる「親子連れ投票記念証」を配布する。

背景

親子連れ投票を行った保護者に対するアンケートで、「親子で投票所に行ったことを記念するものがあるといい」といった意見があった。

内容

- ・「めいすいくん」や「とちまるくん」をあしらった子どもが関心を持つデザインとする。
- ・親から子どもへ手渡しする形をとることで、家庭内での主権者教育（選挙啓発）を期待するとともに子どもにとって、投票所へ行った経験が原体験としてより強く記憶に残るようにする。

目標

約50,000部を各市町選挙管理委員会へ配分して期日前投票所等における配布を依頼するほか、アンケートの実施や配布実績の確認をすることにより事業の評価を図る。



R5県議選版



重点取組事業⑧ 県市町連携啓発事業の実施 【新規】

I 「惹きつける啓発活動」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

選挙啓発において、県と市町とが連携して啓発事業を実施する。

背景

- ・ 選挙啓発をより効果的に実施するためには、県と市町との連携が重要となる。
- ・ 県と各市町の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会等との連携事業を展開し、県と市町の選挙啓発の機運を高める。

内容

- ・ 出前授業(主権者教育)の全県展開 ・ 25市町ご当地めいすいくんの作成
- ・ 併せて県市町相互で選挙啓発における取組事例を共有し、今後の連携強化を図る。

目標

- ・ 出前授業(主権者教育)の全県展開 県25件実施 実施選管数10市町
- ・ 25市町ご当地めいすいくんの作成

重点取組事業⑨ 大学等のポータルサイトを活用した啓発の実施

I 「惹きつける啓発活動」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

大学等の学内ポータルサイトを介して、若年有権者を含む学生に向けた期日周知等を行う。

背景

- ・ 年齢階層別投票率で特に投票率が低い20～24歳の若者に向けた啓発が必要となる。
- ・ 同年齢階層の若者として主に大学等に所属している者が多いと予想される。
- ・ 学生は、大学等からのお知らせやWebサービスなどを受ける際、学内ポータルサイトを利用することが多い。

内容

- ・ 大学等と連携して、学内ポータルサイトに選挙管理委員会からの期日周知等のお知らせを掲載してもらう。
- ・ 大学等との連携に際しては、大学等の政治的中立や学内自治等に配慮する。

目標

大学等に働きかけ、5校以上での掲載を目指す。

重点取組事業⑩ 若者向け選挙啓発動画の配信

I 「惹きつける啓発活動」

II 「未来の有権者の育成」

事業の概要

選挙時啓発として、若者向け選挙啓発動画を作成し、若年有権者の投票促進を図る。

背景

- ・ R4参院選→全年齢向けの15秒CM動画に加えて、同一のキャスト（U字工事）で若者向けCM動画を作成
- ・ R5県議選→県議選という地域性の強い選挙であることや、栃木県における県民の歌認知度が高いことから、堀優衣さん(歌手、足利市出身)を起用

内容

若者向けに特化した動画の配信

- ・ 選挙広告であることを前面に出すと、避けられる。
→一見、選挙との関係性が無いような構成とする。
- ・ 長時間の動画は好まれないため、短時間のものにする。

目標

若者の意見等を踏まえ、より若者が関心を持つ内容とし、合計140万回の配信を目指す。



R5県議選



重点取組事業⑪ GPSデータを用いたデジタルターゲティング広告の配信

I 「惹きつける啓発活動」

II 「未来の有権者の育成」

事業の概要

スマートフォンの位置情報（GPS）データを活用し、指定したエリア内の有権者の利用アプリ内へバナー広告を配信する。

背景

- ・多くの若者がスマートフォンアプリを利用しており、広告を目にする機会が多い。
- ・広告表示は県内にいる人に向けて行うことで、より効果的に実施できる。

内容

- ・スマートフォンアプリを配信先対象メディアとする。

配信先対象メディア



- ・GPSデータを活用し、栃木県内にいる若者をターゲットにして広告を配信する。

目標

若者の意見等を踏まえ、より効果的な内容とし、合計30万回の配信を目指す。



R5 県議選 デジタルバナー



会議録の公表等について

1 選挙管理委員会開催の記者発表について（案）

- ・土・日・祝日を除く3日前までに、県政記者クラブに選挙管理委員会の開催について資料提供を行う。

2 会議録の公表について（案）

- ・委員会終了後1週間を目途に会議録を作成し、メールにて各委員に送付する。各委員から確認の連絡をいただき次第、県HPにて公表する。
- ・公表するのは、非公開部分と署名欄を除いたものとする（別紙案のとおり）。
- ・1月24日開催の選挙管理委員会の会議録から公表を開始する。

3 選挙管理委員会の公開について

原則は公開であるが、例外的に非公開としている。根拠規定は以下のとおり。

【栃木県選挙管理委員会規程】

第9条 地方自治法及び本章に規定するものの外、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の議事に関しては、県の議会会議一般の例による。

【栃木県議会委員会の傍聴に関する指針】

3 傍聴の許可等

委員長は、次のいずれかに該当する場合を除き、委員会の傍聴を許可するものとする。ただし、栃木県議会傍聴規則第9条の規定に該当する者が傍聴を希望する場合はこの限りではない。

- ① 「栃木県議会情報公開条例」第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合
- ② 傍聴を許可することにより、委員会の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

【栃木県情報公開条例】

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。[次条第2項](#)において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第756回栃木県選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和6年1月24日(水) 午後1時30分から午後2時45分まで

2 場 所 選挙管理委員会室

3 出席者 委員 青田賢之
委員 金田尊男
委員 杉田明子
委員 松永安優美
書記長 菅俣宗良
書記長代理 朝倉雄一
選挙係長 大根田起司
主査 松本祥太郎
主任 百瀬英真
書記 店網有哉
書記 黒後達也

4 付議事件

(1) 議題

議案第1号 栃木県選挙管理委員会委員長の選出について

(2) 報告事項

ア 選挙管理委員会の概要及び運営について

イ 令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙に係る裁決取消請求事件の答弁書について

ウ 市町選挙の結果について

エ その他

5 会議内容

書記長は、開会を宣し、本日の会議は、委員改選後初めての委員会であることから、新委員長が選出されるまでの間、栃木県選挙管理委員会規程第5条の規定に基づき、委員長の職務を書記長が行う旨述べた。

次に書記長は、議事に入る旨述べ、議案第1号は、「栃木県選挙管理委員会委員長の選出について」であり、栃木県選挙管理委員会規程第1条の規定により、無記名投票あるいは指名推薦によることとなっているが、いずれにするか各委員に諮った。

松永委員は、指名推薦によるのが適当である旨述べた。

書記長は、他の委員に対し、松永委員から発言のあった指名推薦が適当である旨の意見について諮った。

青田委員、金田委員及び杉田委員は、異議がない旨述べた。

書記長は、指名推薦で委員長を選挙する旨述べ、各委員に委員長候補の推薦を求めた。

松永委員は、金田委員を委員長に推薦する旨述べた。

書記長は、他の委員に対し、松永委員から発言のあった金田委員を委員長として推薦する意見について諮った。

青田委員及び杉田委員は、異議がない旨述べた。

書記長は、金田委員を委員長に決定する旨述べ、委員長が決定したので、これからの会議の進行を委員長にお願いし、地方自治法第187条第3項では、委員長が委員長の職務代理を指定することとなっているため、併せてお願いする旨述べた。

委員長は、就任の挨拶を行った後、委員長職務代理について、青田委員を指定する旨述べ、青田委員はこれを了承した。

次に委員長は、報告事項ア「選挙管理委員会の概要及び運営について」事務局に説明を求めた。

書記長は、本件は選挙管理委員会の概要や運営について説明するものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、政治資金規正法について、委員として行う事務はあるのか事務局に問うた。

選挙係長は、収支報告書受付などの事務は事務局で行い、毎年11月に前年分の提出状況等を委員会にて報告する旨述べた。

委員長は、収支報告書の未提出者には提出命令を出すのか、また罰則の適用はあるのか事務局に問うた。

選挙係長は、未提出者には催促の通知を送る旨述べた。また、未提出の場合は刑事罰がある旨述べた。また、2年連続未提出の場合は、その政治団体は寄附を受けることや支出をすることができなくなる旨述べた。

委員長は、その際には委員会での議決が必要か事務局に問うた。

選挙係長は、委員会で議決する必要はない旨述べた。

次に委員長は、報告事項イ「令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙に係る裁決取消請求事件の答弁書について」事務局に説明を求めた。また、本件は係争中のため非公開とする旨述べた。

(非公開)

次に委員長は、ここからは再び公開とする旨述べ、報告事項ウ「市町選挙の結果について」事務局に説明を求めた。

書記長は、資料に基づき説明した。

委員長は、各委員に質疑を確認したが、質疑はなかった。

次に委員長は、報告事項エ「その他」について事務局に説明を求めた。

書記長は、1点で、次回委員会の日程についてであり、2月委員会は令和6年2月22日(木)の午後1時から、3月委員会は令和6年3月19(火)午後2時からとしたい旨述べ、了承された。

委員長は、会議録の公開、オンラインによる委員会の開催、委員会開催日の2～3ヶ月前の日程調整について、事務局においてやり方を検討してほしい旨述べた。

委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。

令和5年度
都道府県選挙管理委員会連合会
関東甲信越静支会

第2回総会

令和6年2月9日（金）
オンライン開催（埼玉県）

目 次

1 議 決 事 項

議案第1号 任期満了に伴う支会役員を選任案について-----	1
議案第2号 都道府県選挙管理委員会連合会理事の選任案について ----	3
議案第3号 令和6年度分担金案について -----	4
議案第4号 令和6年度事業計画案について -----	5
議案第5号 令和6年度歳入歳出予算案について -----	6

2 報 告 事 項

○令和5年度事業実施状況について-----	8
○令和5年度決算見込について-----	9
○令和5年度都道府県選挙管理委員会連合会選挙表彰者について-----	10

(参 考 資 料)

- 諸会議の開催経過及び開催予定一覧
- 都道府県選挙管理委員会連合会関東甲信越静支会規約
- 都道府県選挙管理委員会連合会関東甲信越静支会
講習会等実施支援事業 概要

令和5年度 芳賀地区選挙をきれいにする 運動推進大会



(明るい選挙イメージキャラクター「めいすいくん」ファミリー)

令和6年2月7日(水)

益子町民会館 大ホール

令和5年度 芳賀地区選挙をきれいにする運動推進大会日程

時 間	内 容	等
13:30~14:00	受 付	
14:00	開 会 益子町選挙管理委員会委員長職務代理	野 澤 一 志
14:00~14:20	主催者挨拶 益子町明るい選挙推進協議会会長 芳賀郡市町選挙管理委員会連合会会長 栃木県選挙管理委員会委員長	久 野 信 弘 細 川 清 一 金 田 尊 男
14:20~14:25	来賓挨拶 益子町長	広 田 茂 十 郎 様
14:25~14:30	宣言決議 益子町選挙管理委員会委員長	菊 地 隆
14:30~14:40	感謝状贈呈	
14:40~15:45	講 演 『地域で取り組む狛江市の主権者教育』 講師 狛江市副市長 平 林 浩 一 氏	
15:45	閉 会 真岡市選挙管理委員会委員長職務代理者	磯 忠

趣 旨

「選挙」は民主政治の重要な基盤である。したがって、国民の一人ひとりが「選挙」の重要性を認識し、常に明るくきれいな選挙の実現に努めてこそ、健全な民主主義の発展が望めるものである。

本大会は、明るくきれいな選挙を真に国民の間に浸透させる運動の一環として「金のかからないきれいな選挙」と「投票総参加」の実現のために開催するものである。

主 催

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 真岡市選挙管理委員会 | ・ 真岡市明るい選挙推進協議会 |
| ・ 益子町選挙管理委員会 | ・ 益子町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 茂木町選挙管理委員会 | ・ 茂木町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 市貝町選挙管理委員会 | ・ 市貝町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 芳賀町選挙管理委員会 | ・ 芳賀町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 芳賀郡市町選挙管理委員会連合会 | ・ 栃木県明るい選挙推進協議会 |
| ・ 栃木県選挙管理委員会 | |

参 加 者

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 選挙管理委員会委員長、委員 | ・ 各 教 育 団 体 |
| ・ 明るい選挙推進協議会委員 | ・ 各 女 性 団 体 |
| ・ 明るい選挙推進指導員 | ・ 農 協 女 性 部 |
| ・ 自治会連合会 | ・ 母 子 福 祉 会 |
| ・ 民生委員・児童委員協議会 | ・ 遺 族 会 連 合 会 婦 人 部 |
| ・ 地域公民館連絡協議会 | ・ 青少年クラブ協議会（4Hクラブ） |
| ・ シニアクラブ | ・ その他明るい選挙推進運動関係者 |

宣 言 (案)

民主主義の基盤である選挙が、明るく公正に行われるためには、国民一人ひとりが政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙モラルを身につけることが必要不可欠です。

しかし、実際には依然として後を絶たない選挙違反や投票率の低下傾向など、必ずしも私たちが理想とする選挙が行われているとは言えません。

そこで、私たちは、より一層、政治意識の向上に努め、投票総参加ときれいな選挙を呼びかける「明るい選挙推進運動」に取り組んでいかなければなりません。

私たちは、選挙が国民の自由意志により公正かつ適正に行われるよう政治意識の向上に努め、明るい選挙推進運動を次の三つの目標を掲げて根強い啓発運動を展開します。

- 一 有権者の自覚をもって、必ず投票に参加しよう。
- 一 「贈らない、求めない、受け取らない」の三ない運動を推進しよう。
- 一 選挙のルールを守り、きれいな選挙を実現しよう。

以上、本大会の決議により宣言します。

令和6年2月7日

芳賀地区選挙をきれいにする運動推進大会

『地域で取り組む狛江市の主権者教育』

講師 狛江市副市長 ^{ひらばやし} 平林 ^{こういち} 浩一 氏

【所属・役職】 狛江市副市長（東京都）

【略 歴】

- ・ 狛江市役所入庁（1982）
- ・ 自治省選挙部管理課派遣研修（1991）
- ・ 狛江市福祉保健部長（2013～2016）
- ・ 狛江市教育部長（2016～2019）
- ・ 狛江市総合的な主権者教育計画策定委員会委員長（2017～）
- ・ 狛江市副市長（2019～）

【活動実績】

〈研修等〉

- ・ 全国市町村国際文化研修所、市町村アカデミー「選挙事務実務研修」講師
- ・ 全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会研修講師
- ・ 各選挙管理委員会主催研修講師
- ・ 各福祉団体等主催研修講師
- ・ NHK「みんなの選挙」

〈寄稿等〉

- ・ 投票支援 DVD「投票に行こう！」監修（2016） |
- ・ 第一法規出版：自治実務セミナー2016年7月号
「知的、発達障害者への投票支援 - 狛江モデルの取組 -」
- ・ 全国手をつなぐ育成会連合会機関紙：
手をつなぐ 2013年9月号「全国初の取り組み成年被後見人『体験投票』でわかった課題」
- ・ 代理投票制度リーフレット作成（2023）

2018年から総務省主権者教育アドバイザーに就任され、全国の選挙管理委員会から依頼を受け、各地で講演をされています。

令和5年度市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議

令和6(2024)年2月22日(木) 10:00～

栃木県庁 研修館 4階講堂

1 主催者挨拶

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊男

栃木県明るい選挙推進協議会会長 市村 充章

2 議 題

(1) 県内の選挙及び啓発に係る現状について

- ①近年の投票率の動向等について
- ②若年層の投票率向上推進プランについて
- ③栃木県選挙管理委員会の取組について

(2) 県市町連携啓発事業の実施について

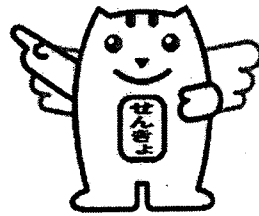
(3) その他

【配付資料】

- ・説明資料1 県内の選挙及び啓発に係る現状について
- ・説明資料2 県市町連携啓発事業の実施について

令和6(2024)年2月22日
令和5年度市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議
説明資料1

県内の選挙及び啓発に係る現状について



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

1

本日お話しすること

- ①近年の投票率の動向等について
- ②若年層の投票率向上推進プランについて
- ③栃木県選挙管理委員会の取組について

(公財)明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)

令和5(2023)年度
明るい選挙啓発ポスター
コンクール



さくら市立南小学校 5年
高野 希彩(たかの きこ)さん

2

①近年の投票率の動向等について



3

今年度の選挙の状況 統一地方選挙

事由	選挙の種類	選挙期日	投票率 (%)	前回投票率 (%)
任期満了	栃木県議会議員選挙	4月9日	38.02↓	40.44
〃	宇都宮市議会議員選挙	4月23日	35.24↓	38.34
〃	足利市議会議員選挙	〃	39.66↓	46.34
〃	小山市議会議員選挙	〃	40.93↓	41.68
〃	真岡市議会議員選挙	〃	48.73↓	53.07
〃	矢板市議会議員選挙	〃	53.72↓	55.67
〃	那須塩原市長選挙	〃	無投票	43.93
〃	上三川町長選挙	〃	無投票	無投票
〃	益子町議会議員選挙	〃	56.73↓	無投票
〃	茂木町議会議員選挙	〃	66.59↓	67.99
〃	市貝町議会議員選挙	〃	無投票	60.03
〃	芳賀町長選挙	〃	無投票	71.46
〃	芳賀町議会議員選挙	〃	無投票	71.45
〃	野木町議会議員選挙	〃	47.70↓	48.73

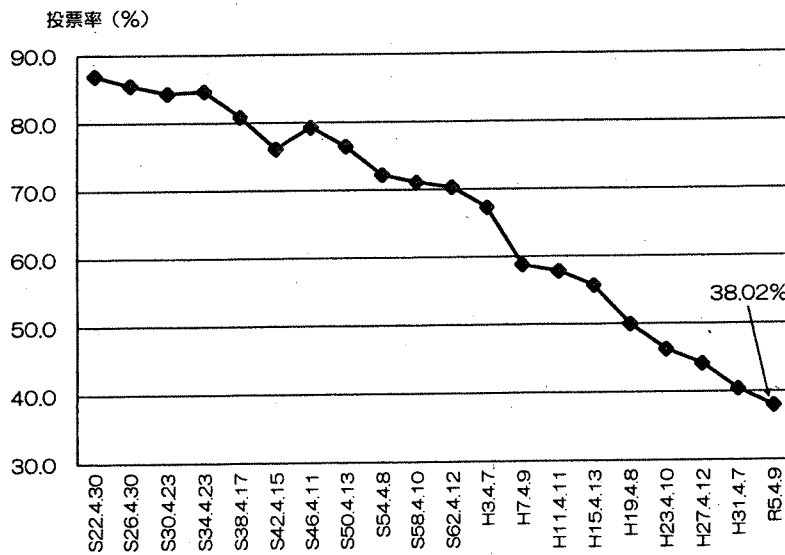
4

今年度の選挙の状況 統一地方選以外の選挙

事由	選挙の種類	選挙期日	投票率 (%)	前回投票率 (%)
任期満了	鹿沼市議会議員選挙	9月3日	46.96↓	51.76
〃	大田原市議会議員選挙	11月19日	48.41↓	52.17
〃	上三川町議会議員選挙	12月24日	43.39↓	47.48

5

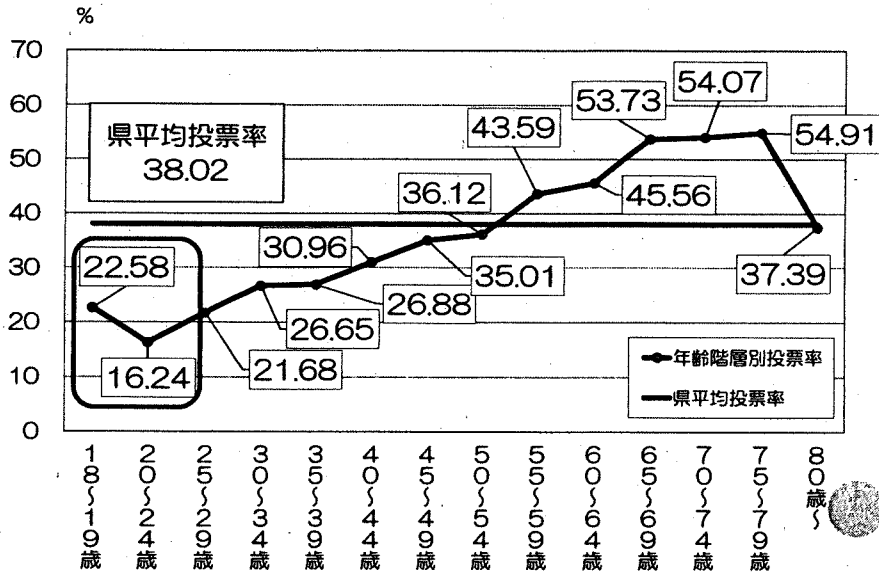
栃木県議会議員選挙 投票率の推移



6

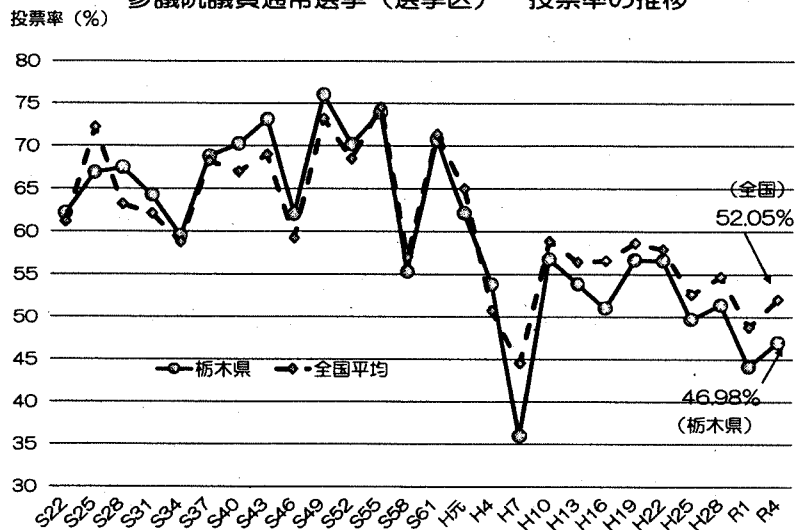
令和5年4月9日執行栃木県議会議員選挙 における年齢階層別推計投票率

【抽出調査】



7

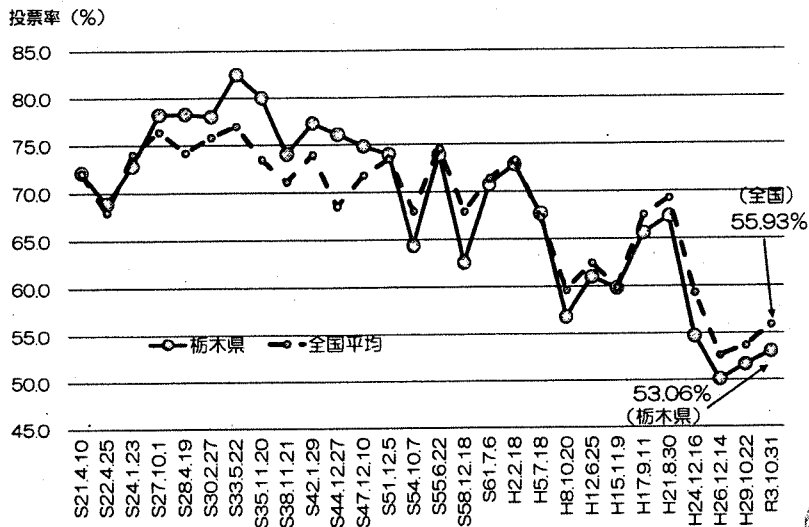
参議院議員通常選挙（選挙区） 投票率の推移



注1: 昭和49年は、投票時間が1時間延長され、午後7時までであった。注2: 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
 注3: 昭和58年より、拘束名簿式比例代表制が導入された。注4: 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注5: 平成13年に、比例代表制が非拘束名簿式に変更された。注6: 平成16年より、期日前投票制度が導入された。
 注7: 令和元年に比例代表制に特定枠制度が導入された。

8

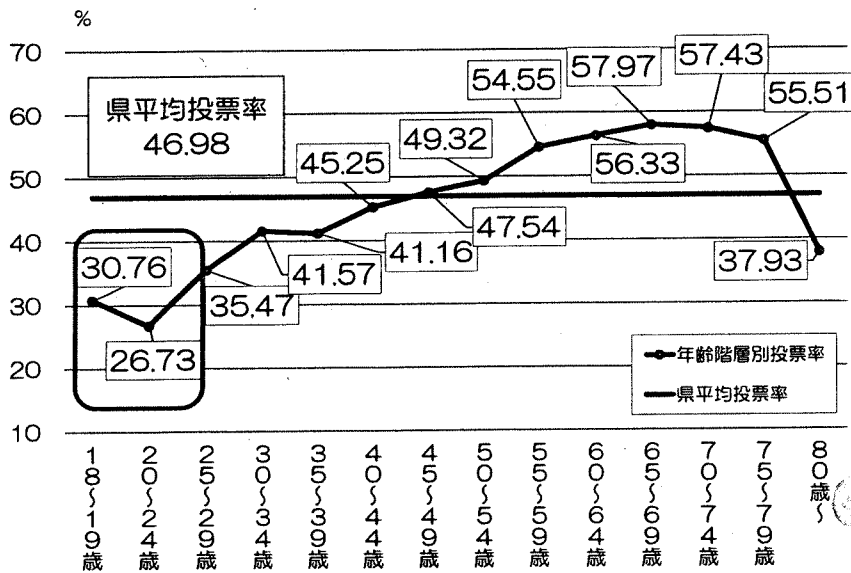
衆議院議員総選挙（小選挙区） 投票率の推移



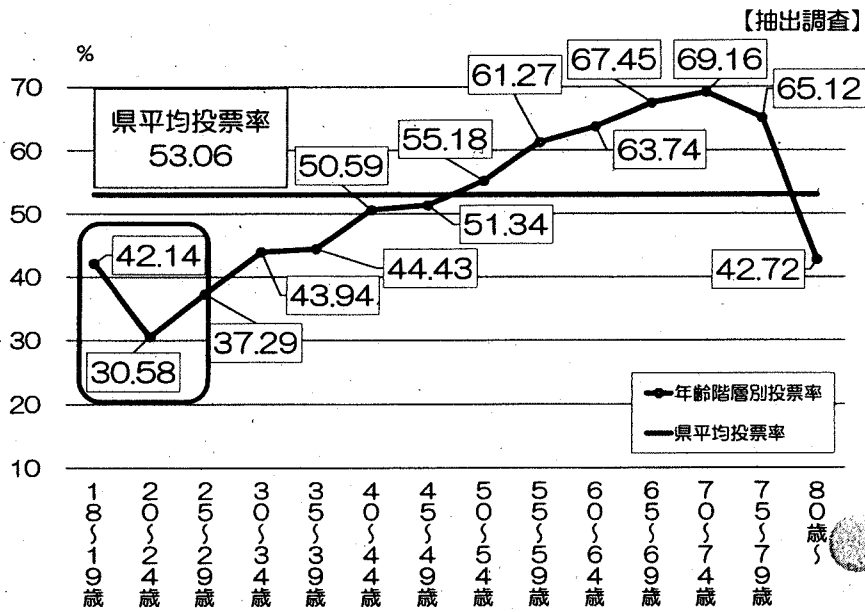
注1:昭和38年は、投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。注2:昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
 注3:平成8年より、小選挙区比例代表並立制が導入された。注4:平成12年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注5:平成17年より、期日前投票制度が導入された。注6:平成29年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

第26回参議院議員通常選挙（選挙区）における年齢階層別推計投票率

【抽出調査】

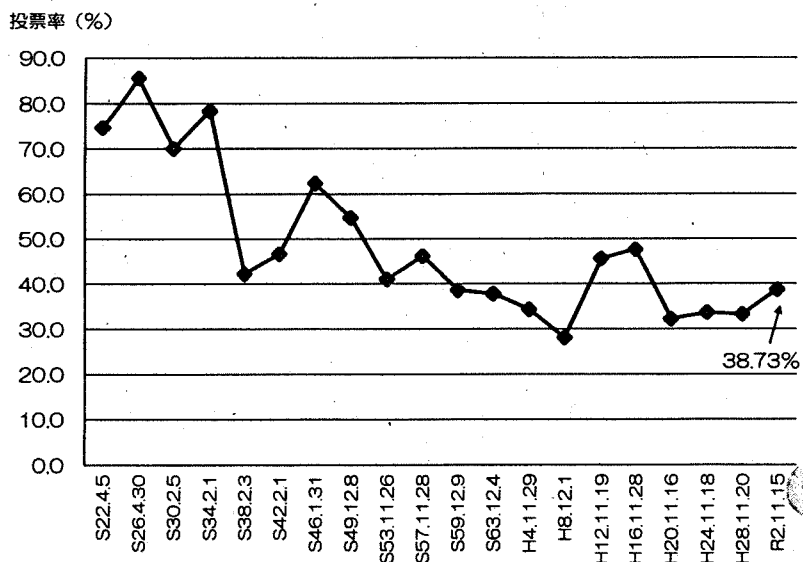


第49回衆議院議員総選挙（小選挙区）における年齢階層別推計投票率



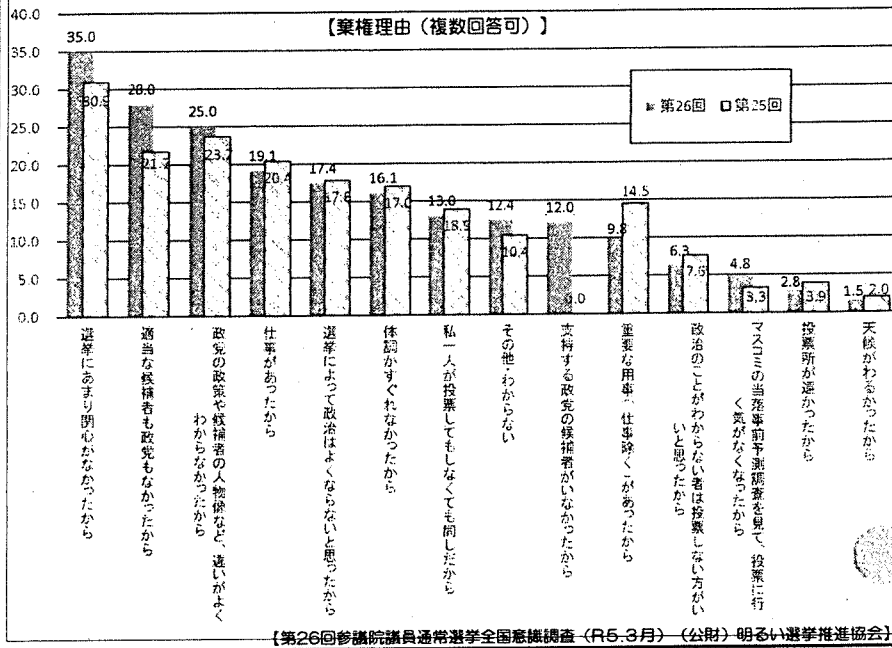
11

栃木県知事選挙における投票率



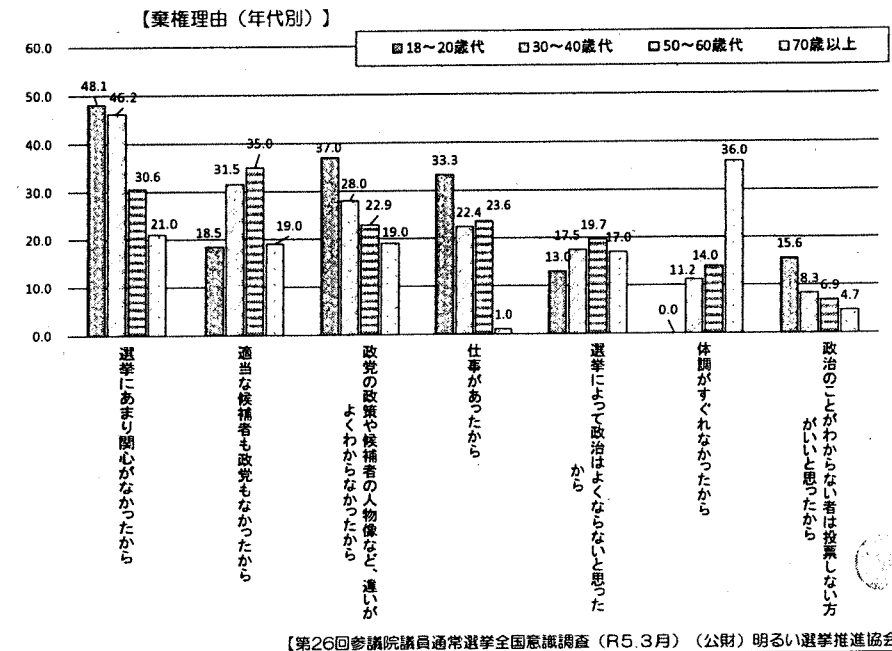
12

第26回参院選 投票に関する状況 (1)



13

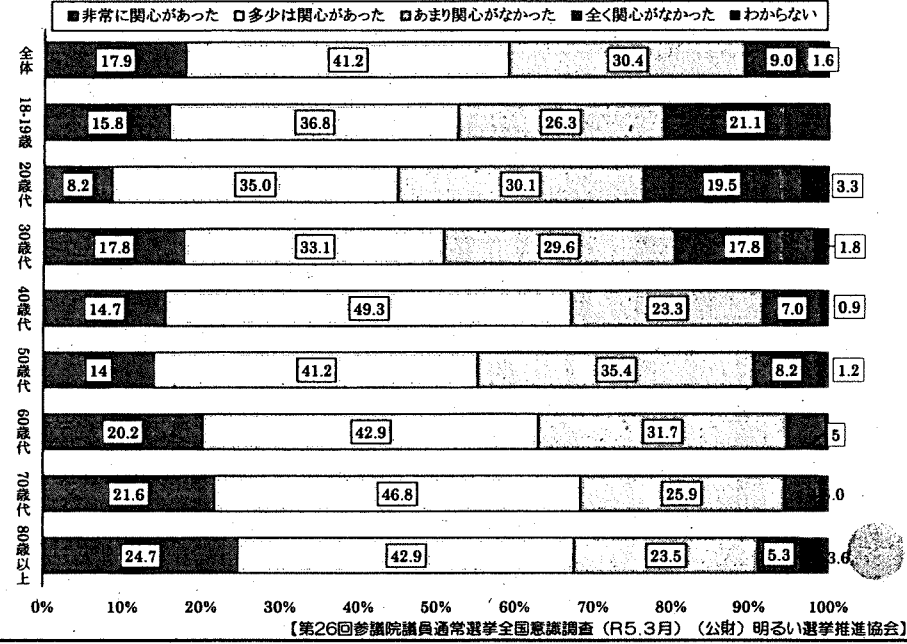
第26回参院選 投票に関する状況 (2)



14

第26回参院選 投票に関する状況 (3)

【年代別選挙関心度】



15

②若年層の投票率向上推進プラン について

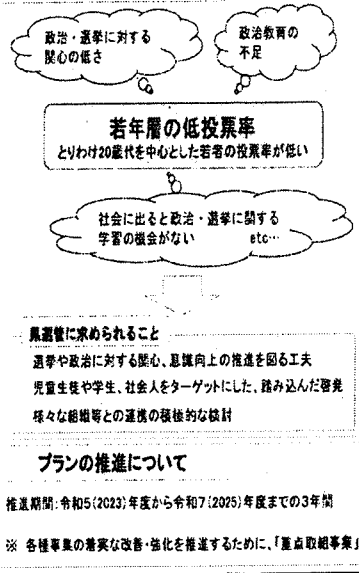


16

若年層の投票率向上推進プランの概要

このプランは、若年層や未来の有権者をターゲットとし、県選管が選挙啓発事業をより効果的に実施するための行動指針となるものです。

選挙における現状と課題



県選管の取組方針

- 取組方針Ⅰ** 若者の関心を引き、選挙を身近に感じてもらい「着きつける啓発活動」
- ▽ 概ね18歳から34歳までの生徒や社会人等に対する啓発
 - ▽ 主に身近に控える選挙の投票率向上が目的
 - ▽ 新規の啓発手法の検討に当たっては、「若者にとって魅力ある内容」を重視
- 取組例**
- 新有権者向け選挙啓発資料の作成
 - 若年層向けデジタル広告の配信
 - 若年層を対象としたセミナー等の実施
 - 社会人向け選挙啓発資料の作成
 - など
- 取組方針Ⅱ** 将来の投票率向上のための「未来の有権者の育成」
- ▽ 18歳未満の児童生徒等に対する啓発
 - ▽ 主に将来行われる選挙の投票率向上が目的
 - ▽ 新規の啓発手法の検討に当たっては、「体験活動」を重視
- 取組例**
- 親子連れ投票促進事業の実施
 - 体験を重視した内容による選挙出前講座の実施
 - 投票所等における生徒による選挙啓発の実施
 - など
- 取組方針Ⅲ** 縦関の垣根を越えた「社会総がかりの体制づくり」
- ▽ 市町選挙管理委員会や教育機関、企業、NPO法人などと連携協力して、多様な主体による啓発を行うための体制づくり
 - ▽ 啓発を行う主体が増えることによる継続的な選挙啓発の強化が目的
(従来の啓発及び取組方針Ⅰ・Ⅱに基づく啓発を補強する視点)
- 取組例**
- 企業等との連携の強化
 - 家庭内における親子連れ投票等を通じた啓発の促進
 - 教育委員会や学校との連携の強化
 - とちぎ選挙ユースサロンの活動の強化
 - 市町選挙管理委員会・市町明るい選挙推進協議会等との連携の強化
 - など

③栃木県選挙管理委員会の取組について



とちぎ選挙啓発サポーター制度

選挙啓発を自主的に支援する企業等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録（令和5年12月策定・募集開始）

投票率向上へ先導役募集

「啓発サポーター」創設

県選管

県内選挙の投票率低下に歯止めがかけられない中、県選挙管理委員会は21日まで、民間企業や団体などに選挙啓発に取り組んでもらう「とちぎ選挙啓発サポーター」を創設した。県選管と連携し、出前講座の実施や投票の呼びかけなどを行う。

有権者の政治や選挙に関する意識の向上を継続的に図ることが目的で、「社会総がかりの体制づくり」（県選管）を目指す。県内に本社・事務所を置く企業や団体を対象にサポーターを募集し、登録してもらう。

サポーターは、選挙職員による講義や模擬投票などを実施するほか、交流サイト（SNS）での選挙情報発信を行う。選挙があるときは啓発ポスターの掲出や、ノー残業デーでの朝日前投票の呼びかけなどに協力する。

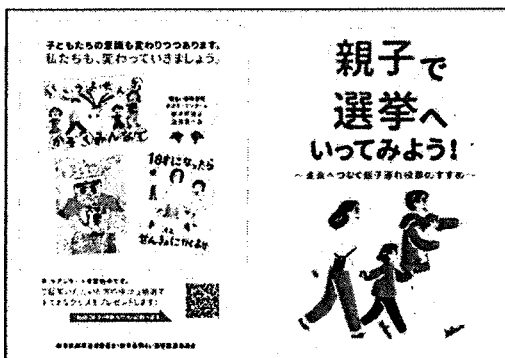
登録後は、県のホームページに企業などの名称や活動概要を原則として掲載する。特定の公職者（候補者含む）や政党を推薦、支持または反対を目的とする企業、団体は対象外となる。県電子申請システムから申し込み込む。

県選管は「特にアプロウチが難しい若年層への啓発に、企業や団体の力を貸してもらいたい」と話している。

下野新聞 令和5(2023)年12月22日(金)

19

親子連れ投票促進メッセージカード



〇サイズ：A4 2つ折り

←外面

↓内面

選挙って子どもが行ってはいけませんか？

そんなことはありません。

子どもと一緒に選挙に行くと、投票券がもらえるので、子どもも選挙に興味を持ちやすくなります。

親子連れ投票が子どもたちの意識を高めるデータがあります。

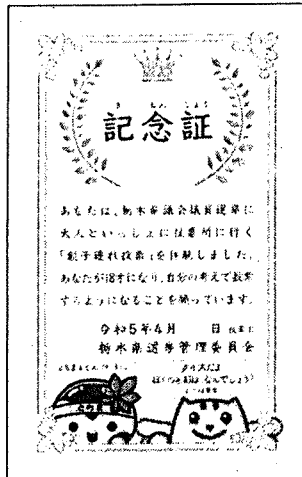
親子連れ投票は、子どもたちに投票をつくらせ、大のりをつくりだします。

子どもたちと一緒に子どもたちの未来を創ろう！

20

親子連れ投票記念証

○親子連れ投票をした子どもに投票所で配布 サイズ：名刺大



21

高校生向けオンラインセミナー①



○講師：たかまつななさん
(時事YOUTUBER、(株)笑下村塾 代表取締役)

○ゲスト：アイデンティティさん
(お笑い芸人)



22

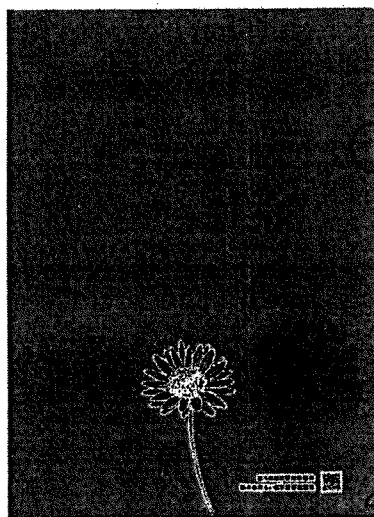
高校生向けオンラインセミナー②



23

高校3年生向けクリアファイル

サイズ: A4



通常の状態



中に紙を挟んだ状態

24

選挙出前講座

実施件数

R元年度	29件	【高校等28 大学1】
R2年度	11件	【高校等11 】
R3年度	18件	【高校等17 大学1】
R4年度	15件	【中学1 高校等13 大学1】
R5年度	20件	【高校等19 大学1】

(予定1含む)



動画「ニラ革命」
(制作：栃木県立宇都宮東高校映画研究部)



動画「どうでもいいよ」
(制作：栃木県選挙管理委員会
・栃木県明るい選挙推進協議会)

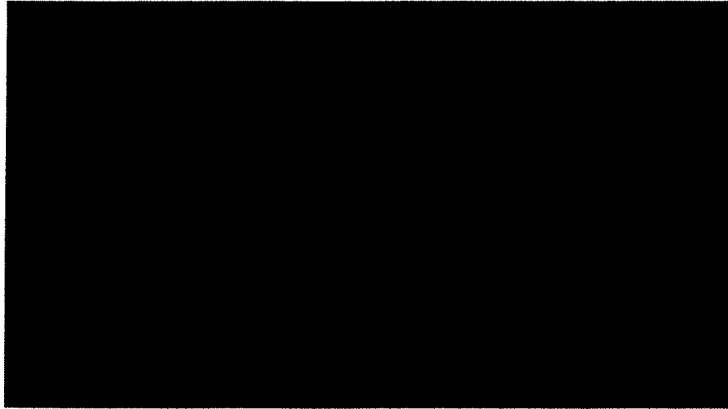
25

※動画上映①「ニラ革命」



26

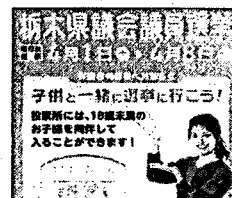
※動画上映②「どうでもいいよ」



27

R5県議選 選挙啓発

○イメージキャラクターとして堀優衣（歌手）さんを起用

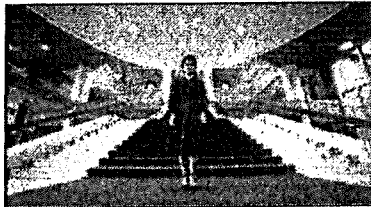


←ポスター

↑インターネットバナー

28

若者向け選挙啓発動画の配信
(CM動画・YouTubeターゲティング広告)



29

CM動画上映



30

GPSを用いたデジタルターゲティング広告

○スマートフォンのGPSを活用して、エリア内のアプリにバナーを配信

配信先対象メディア



SNS（インスタグラム）広告



31

令和6(2024)年度 重点取組事業(案)

1 学校教育等における主権者教育の推進

- ① 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施
- ② 選挙啓発出前講座の実施
- ③ 高校生向けオンラインセミナーの実施
- ④ 親子連れ投票促進メッセージカードの配布

2 若年層への啓発

- ⑤ 選挙啓発教材の作成【新規】

3 推進体制の強化

- ⑥ とちぎ選挙啓発サポーター制度の実施

4 選挙時における啓発

- ⑦ 親子連れ投票記念証の配布
- ⑧ 県市町連携事業の実施【新規】
- ⑨ 大学等のポータルサイトを活用した啓発の実施
- ⑩ 若者向け選挙啓発動画の配信
- ⑪ GPSデータを用いたデジタルターゲティング広告の配信

栃木県選挙管理委員会

32

重点取組事業② 選挙啓発出前講座の実施

I 「懸きつける啓発活動」

II 「未来の有権者の育成」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

学校等を対象とした選挙啓発出前講座を実施して、受講した生徒等の選挙制度への理解を深め、選挙の大切さを伝えるとともに、主権者として選挙への主体的な参加を促す。

背景

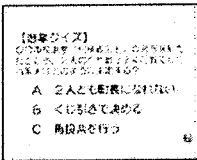
- ・平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主に新有権者となる高校生を対象として選挙啓発出前講座を開始した。
- ・学校の生徒会役員選挙の投票日に併せて実施するなど、学校等と連携・協力して実施してきた。

内容

- ・学校等の希望に応じて、体験を重視した模擬投票を併せて実施する。
- ・講義の合間には、選挙に関するクイズを出題したり、動画を上映することで、受講者の関心を引く構成で実施する。

目標

学校等との連携を強化し、25件以上の実施を目指す。また、市町が実施する出前授業についても、教育委員会や学校に実施を働きかけ、実施選管数10以上を目指す。



選挙クイズ



とちぎ選挙啓発動画
「どうでもいいよ」

重点取組事業⑧ 県市町連携啓発事業の実施【新規】

I 「懸きつける啓発活動」

III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

選挙啓発において、県と市町とが連携して啓発事業を実施する。

背景

- ・選挙啓発をより効果的に実施するためには、県と市町との連携が重要となる。
- ・県と各市町の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会等との連携事業を展開し、県と市町の選挙啓発の機運を高める。

内容

- ・出前授業(主権者教育)の全県展開 ・25市町ご当地めいすいくんの作成
- ・併せて県市町相互で選挙啓発における取組事例を共有し、今後の連携強化を図る。

目標

- ・出前授業(主権者教育)の全県展開 県25件実施 実施選管数10市町
- ・25市町ご当地めいすいくんの作成

明るい選挙推進運動 について



35

選挙啓発について

公職選挙法第6条

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、

- (1) 常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、
- (2) 特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

(1) 常時啓発

(2) 臨時啓発（選挙時啓発）

常時啓発の方向性

○主権者教育の推進

総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書(H23.12)

総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめ(H29.3)

文科省「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」(R3.3)

36

明るい選挙推進運動について

明るい選挙とは・・・

暗い選挙

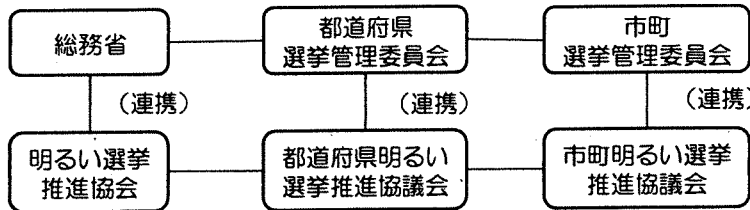
- ・買収や供応などの不正でゆがんだ選挙
- ・投票の秘密が守られず、私たちの意思が政治に適切に反映されない選挙



明るい選挙

- 買収や供応等の選挙犯罪がない選挙
- 投票の秘密が守られ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙
- 政治や選挙に関心を持ち、大切な自分の一票を進んで投票する選挙

明るい選挙推進運動の組織体系



37

OR4参議院議員通常選挙における罪種別検挙状況（全国データ）

	今回			前回			対比		
	件数	人員		件数	人員		件数	人員	
		うち逮捕			うち逮捕			うち逮捕	
買収	6	7	0	4	8	0	+2	-1	±0
自由妨害	17	14	8	24	22	9	-7	-8	-1
文書違反	6	10	0	8	12	0	-2	-2	±0
投票干渉	9	10	0	3	3	0	+6	+7	+0
詐偽投票	5	7	0	6	8	0	-1	-1	±0
投票偽造	4	6	0	1	5	4	+3	+1	-4
その他	6	5	1	1	1	0	+5	+4	+1
計	53	59	9	47	59	13	+6	±0	-4

※1 選挙期日後90日時点の統計による。

出典：月刊選挙（2022年11月）「第26回参議院議員通常選挙における違反取締状況について」（石上 潤）より

→ 投票干渉などの検挙が増加。

38

最後に・・・

投票率の低下

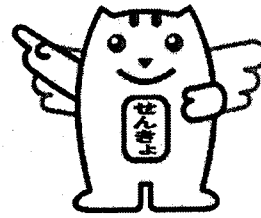
18歳選挙権
主権者教育

無くならない選挙違反



明るい選挙の推進が大切！

県市町連携啓発事業の実施について



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

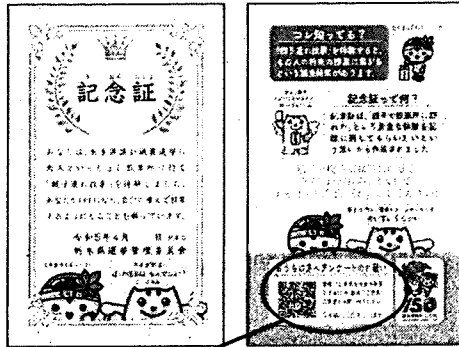
1

【本日の説明事項】

- ①親子連れ投票記念証のシール化について
- ②県や各市町の選挙啓発のデジタルデータ共有
- ③出前授業(主権者教育)の全県展開
- ④25市町ご当地めいすいくんの作成

2

①親子連れ投票記念証のシール化について



R5県議選時に配布
した記念証

名刺サイズのカード

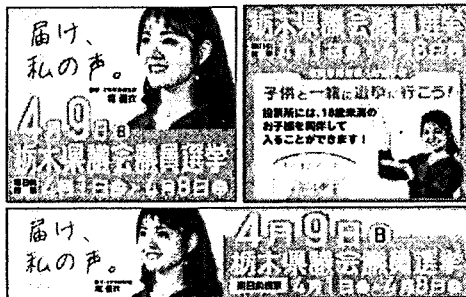
ネットアンケート実施
【保護者のデザイン等への御意見】

- ・カードより、シールなどのほうが子どもの興味を引く
- ・シールのほうが子どもは喜ぶと思う、市町村のオリジナルデザインでだしても良いと思う。

→記念証のシール化、市町ごとのデザイン反映

3

②県や各市町の選挙啓発のデジタルデータ共有



↑R5県議選 各種デジタルバナー



↑R5県議選 CM動画



↑選挙啓発動画「どうでもいいよ」

- ・選挙時啓発、常時啓発における県作成のデジタルデータを市町と共有し、使用できるようにする。
- ・市町作成のデジタルデータについても、県でとりまとめて、同様に共有する。

4

③出前授業(主権者教育)の全県展開

【出前授業の実施状況】

県選挙出前講座

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	1	1	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	1	0
高校等	20	28	28	11	17	14	19
大学	1	1	0	0	1	0	1
その他	0	2	1	0	0	0	0
合計	22	32	29	11	18	15	20

市町出前授業

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	3	0	1	0	0	1	5
中学校	2	1	1	0	0	1	2
高校等	14	9	16	5	4	10	11
大学	1	0	0	0	0	0	2
合計	20	10	18	5	4	12	20
実施選管数	10	8	9	3	3	7	7

(総務省 選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査回答より)

5

若年層投票率の向上

⇒ 各教育段階における切れ目のない啓発が有効



出前授業の全県的な実施を目指す。

○県と共に担い手となる市町選管の実施拡大

【実施における課題】

- ・学校から市町に対する依頼がない

⇒県教委を通じて、市町教委や学校に実施を働きかける

- ・これまでに実施したことがない市町がある

⇒実施における資料作成等、県でサポートする

6

④25市町ご当地めいすいくんの作成

○概要

県内25市町の「ご当地めいすいくん」を作成し、各種選挙啓発に活用する
「選挙のめいすいくん」を各地でアレンジしたもの、本県では作成事例無し



○作成案

【作成主体】 栃木県

各市町に作成案を照会し、県が一括してデザイン委託する。

- ・ 都道府県内すべての市区町村での作成事例は無く、全国初。
- ・ 同一のデザイナーを起用することで、統一的なデザインを作成できる。

【利用範囲】

県執行、市町執行の各種選挙における選挙啓発、常時啓発

→利用の際には県に一報することで利用可能とする。

- ・ デジタルバナーの作成+データの共有
 - ・ 親子連れ投票記念証デザインに反映
- など

オンライン開催に関する状況

	議会（本会議）	議会（委員会）	選挙管理委員会	人事委員会	労働委員会	収用委員会	教育委員会
組織の性格	議事機関（地方自治法89）		執行機関（地方自治法138の2～4、180の5）				
根拠法	地方自治法		地方自治法	地方公務員法	労働組合法	土地収用法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
定足数や議決に係る「出席」の規定	地方自治法113、116①	地方自治法109⑨ 栃木県議会委員会 条例13、14①	地方自治法189①、 190	地方公務員法11① ～③	労働委員会規則6 ①、7②	土地収用法60②③	地方教育行政の組織及び運営に関する法律14③④
オンライン開催に係る規定等	S25.6.8行政実例 R2.4.30総務省通知 R2.7.16総務省通知	R2.4.30総務省通知 R2.7.16総務省通知 栃木県議会委員会 条例13の2	/	検討していない	労働委員会規則16 の2	R3.5収用QA	R2.7.28文科省通知
規定等によるオンライン開催の可否	不可	可	検討中	検討していない	可	可	可
本県 オンライン開催実績	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし

※ 各法令ともに、オンライン開催を不可とする明文の規定はなく、もっぱら「出席」の解釈いかんによるもの

※ 議会（本会議）については、議事機関としての組織の性格にかんがみ、法令の「出席」の概念を極めて厳格に解しているものと考えられる